

平成24年10月25日

於 教育委員会室

平成24年10月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成24年10月大和市教育委員会定例会

○平成24年10月25日（木曜日）

○出席委員（5名）

1番	委員長職務代理者	石川創一
2番	委員	青蔭文雄
3番	教育長	滝澤正
4番	委員	篠田優里
5番	委員長	森山寛

○事務局出席者

教育部長	田中博	こども部長	酒井克彦
文化スポーツ部長	金守孝次	教育総務課長	川口敏治
学校教育課長	犬塚克徳	保健給食課長	岩本信也
指導室長	西山誠一郎	教育研究所長	藤倉秀明
青少年相談室長	岩堀進吾	文化振興課長	秋山伸一
生涯学習センター館長	西山正徳	図書館長	桜井真澄
スポーツ課長	小林豊	文化創造拠点開設準備室長	北島滋穂

○書記

教育総務課 政策調整 担当係長	飛田幸人	教育総務課 政策調整 担当主任	瀬古直之
-----------------------	------	-----------------------	------

○日程

1	開会	
2	会議時間の決定	
3	前会会議録の承認	
4	会議録署名委員の決定	
5	教育長の報告	
6	議事	
	日程第1（議案第28号）	大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例案の意見聴取について
	日程第2（議案第29号）	大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画について
7	その他	
8	閉会	

開会 午前10時00分

○森 山  
委員長

ただいまから、教育委員会10月定例会を開会いたします。

会議時間は正午までとします。

前回の会議録は署名委員の署名をもって承認されました。

今回の会議録署名委員は、3番滝澤委員、4番篠田委員にお願い申し上げます。

教育長報告に入ります前に、10月1日に委員長に就任いたしましたので、一言だけごあいさつを申し上げます。

前委員長の青蔭委員は、委員長として2つのことを大事にしてこられたとっております。1つは、常に生徒・児童の立場に立って、教育現場に役に立つ教育委員会でありたいということ、もう1つは、開かれた教育委員会でありたいということ、この2点を強調してこられました。この2点は、今の教育委員会に寄せられているさまざまな批判を真正面から受けとめるのもので、大変時宜に合っており、かつこれからも守っていかなければいけない教育委員会の姿勢として、私もこれをぜひ受け継いでいきたいとっております。

もう一点、私が委員長としてやっていきたいことを、1つだけ加えさせていただきますとっております。それは、学校経営を進化させていく仕組みを早急に大和市の教育委員会として確立したいということです。現在のやり方は、学校別にいろいろな取り組みがばらばらになっており、大和市全体としてPDCAが回っている状況になっておりません。このことが、10年たっても20年たっても学校の運営が余り変わらないという一つの原因になっているのではないかという危惧を持っておりますので、市の教育委員会として学校の運営を進化させる仕組みをつくるということ、一つの課題として私は掲げたいとっております。

ただ、全部を一気に進めることはなかなか難しいですので、少なくとも我々が重点課題として取り上げているいじめ・不登校の問題と、読書活動の活発化の2点については、大和市としてPDCAが回るような仕

組みを、ぜひつくり上げたいと願っております。よろしくお願いいたします。

それでは、教育長の報告をお願いいたします。

○滝澤  
教育長

10月定例会の教育長報告をいたします。

(1) 前月定例会以降の動きということで1番から23番までございます。概要について幾つか報告いたします。

まず5番、大和市戦没者追悼式が10月3日、10時から保健福祉センターで行われ、あらためて平和を祈念するとともに、尊い命をなくした方々を追悼いたしました。ご承知のように先の大戦を体験されている方、遺族の方々は、大分ご高齢になってきていらっしゃいますが、多くの方のご参列のもと執り行われました。戦没者の方々の心からのご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々のご健勝とご多幸をお祈りしたところでございます。

次に7番目、県央教育長会議が10月5日金曜日、15時から県央教育事務所で開催されました。主な内容としては、平成25年度に向けての全県の教職員の人事異動の基本的な考え方の再確認と、60歳で定年を迎えた教職員の再任用の件でございます。

特に平成25年度の再任用に向けての県教委の方向として、これまでの考え方に1点つけ加えられたという説明がございました。ご承知のように教職員の再任用については、勤務時間数が常勤職員と同じ38時間45分の再任用フルタイム職員と、19時間15分の短時間職員に分かれております。

今までは短時間勤務を希望する教員が多かったのですが、再任用の希望が多くなっているという実態から、需要と供給のバランスに課題が生じています。また学級担任のなり手を確保するということも含めて、短時間教職員については学校運営上の課題が指摘されています。このことから、平成25年度へ向けては、再任用職員についてはフルタイムでの任用を基本とするという1文が入ったということです。なお、短時間勤務職員については、おのずから任用できる人数に限りがございますので、これについては県が各市に枠を設定する方向で、現在検討を進めていると

いうお話がございました。

11番、下福田中学校30周年記念式典が、10月13日の土曜日の10時から開催されました。地域の方々、議員をはじめご来賓の方々、卒業生など下福田中学校に関係のある方など、生徒と地域の方、関係者の方で盛大に行われました。式典には青蔭委員にもご出席をいただきました。地域の方々の学校を思う熱い思いを式典の中のさまざまな場面で感じることができました。

下福田中学校の運動会では全校生徒でよさこいソーランを演技しているのですが、今回、30周年行事の賛助金の中から大漁旗とはんてんの寄附をいただいたということで、校長は大いに喜んでおりました。

続いて14番、小・中学校長会が市教委主催で、10月16日火曜日の14時30分から全員協議会室で行われました。主に9月議会の報告と、学校教育課から平成25年度の県費負担教職員人事異動の方針について発信をいたしました。

私からは4点ほど話をしました。1点目として、学校教育基本計画の重点施策であるいじめ・不登校問題の解消へ向けてと、読書活動の推進ということで幾つかお話をいたしました。

まずスクールソーシャルワーカーの配置に伴い、10月31日に臨時の校長教頭研修会を開催すること、講師には日本社会事業大学大学院教授の山下英三郎先生にお越しいただき、演題としてはスクールソーシャルワーク ～教育と福祉の連携による子ども支援～ ということで実施することを伝えました。

また、いじめアンケートについては、統一の様式で一斉に実施していく方向で対応していくということで、これは教育委員の総意であるとお話ししました。期日、中身については別途担当課が対応することといたしました。そのような発信もさせていただきました。

読書活動については、平成25年度に向けて、各小・中学校とも30単位時間を確保するよう取り組みを依頼しました。これから後期にいろいろな総括をしながら平成25年度の教育計画を各校がつくっていくと思いますので、この時期に発信をいたしました。

大きくは以上でございます。

2点目は、職員の服務について、3点目は運動会の取り組みから見えてきたことについて発信し、4点目として10月1日から森山委員が委員長に、石川委員が委員長職務代理に就任したことを報告いたしました。

私から校長会でお話ししたことは以上でございます。

続きまして15番、大和なでしこカップ（U-12）が10月20日と21日にゆとりの森芝生グラウンドで実施され、県内外の小学生のチームが2日間にわたって熱戦を繰り広げました。

本市からも福田FCLさくら、西鶴間SCレディース、それから林間SCレモンズという3つのチームが参加いたしましたが、女子とは思えないようなプレーが随所に見られました。成績としては、優勝が埼玉県川口市の戸塚FCガールズで、西鶴間SCレディースが2位となりました。第1回目ということで大変盛況に行われたということで、天候にも恵まれて運営もスムーズにいったということでございます。

続いて21番の学校給食展が、10月19日から21日までイオンモールライトコートで行われました。ゆったりとしたフロアで親子連れの方々に随分と来ていただき、学校給食に対して改めて認識を深めていただく機会になったと思います。

前回定例会以降の動きは以上です。

(2)の今後の予定につきましては、時間の関係から次回の報告とさせていただきます。

以上で教育長報告を終わります。

○森山

ありがとうございました。

委員長

教育長報告について質疑がございましたらお願いいたします。

○石川

教育長会議の中で来年度の再任用についてのお話があったということですが、再任用のニーズが増加傾向にあり、今後はフルタイムを基本とするということだと思います。

委員

そうしますと、学級担任の確保も非常に大事なことです。フルタイムの任用を多くすることによって、新採用の人数が抑制されることにな

ります。どっちをとるかということが大事なことですけれども、再任用を学級担任として5年程度配置することで、結果的に学級担任の平均年齢が上がってしまうことや、新採用の人数が抑制されてしまう可能性があると思います。このようなことについて県はどのように考えているのでしょうか。

○滝澤 県央教育事務所管内の他市と比べると、大和市は再任用を希望する教員が2倍から3倍と突出しています。石川委員がおっしゃるとおり、今後、新採用教員をバランスよく採用するということと、再任用教員の経験や技量を若い教員に伝えることや経験を生かして子供の教育活動に携わっていくということの調和をとって対応していかなければいけません。

再任用を希望する教員が多いと、おのずから需要が決まりますのでその調整を図る必要があるということ、また短時間勤務の希望者が多いということで、フルタイム勤務に変更を促すことの課題も出てきた中で、新たな一文を方針につけ足したということですが、それに対して具体的に県教委からの話はまだありません。

これまでも大和市においては学校教育課が、そういう視点に立ってバランスを考えながら任用しているという状況がありますので、今後、作業をしながら対応を考えていかなければいけないと考えています。

11月の中旬ぐらいから、県教委が再任用の面接を行っていくという状況ですので、その辺の動向も配慮しながら、事務所と連携を図りながら対応していくということになるかと思います。

以上です。

○石川 大和市ではバランスをとりながら再任用を採用していくということと  
委員 考えてよいのでしょうか。要するに定年退職する方が全員フルタイムで再任用を希望したら、極端な言い方をすると新採用はゼロということになると思います。もちろんそういうことはほとんどないでしょうけれども、短時間勤務だと2人で1人分ですから、それならば新採用を採用できます。その辺のバランスをとりながら学校教育課のほうで採用していくということでしょうか。

○滝澤 教育長 これは退職される教員にご協力をいただかなければいけないですし、ただ、そうかといって全部を新採用とするわけにもいきません。今、ご説明申し上げましたように、具体的に動いていく中で対応していくこととなると思います。今年、定年になって新たに再任用になる方もいますが、2年目の方もいます。65歳まで継続できますので数は相当多くなってきました。この辺の課題を持ちつつも、やはり若手を育てるという意味では採用をしていかなければいけないということだと思えます。

○森山 委員長 ほかにございますか。

○篠田 委員 運動会の報告をさせていただきます。10月20日、緑野小学校へ行ってまいりました。この日は天候も良く、子供たちは伸び伸びと活動しておりました。

小学校ではどこの学校でも高学年になると役割分担で係の仕事が与えられると思いますが、その高学年がすごく積極的に活動していた印象が残っています。競技と競技の間のグラウンドのライン引でも手際よく働いており、子供たち自らつくり上げている運動会という雰囲気がとても印象的でした。

開会式では、学校独自の運動会の歌を全校生徒が声を張り上げて歌っており、とてもすがすがしく感じました。それこそ1年生が耳をふさぎながら顔を真っ赤にして歌っているのを見て、本当に伸び伸び楽しく行っているなと思えました。

10月の運動会は、小・中学校全校の中でも緑野小学校だけということですが、熱中症の心配が全くないということが伸び伸びできる要因になっていると思います。9月の残暑が厳しい中で、生徒だけでなく保護者や地域の方々の熱中症対策も大分苦労されたという話を聞いていると、10月の運動会が今後増えていってもいいのではないかという気がしました。

○森山 委員長 どうもありがとうございました。  
ほかによろしいですか。

(「はい」の声)

○森 山            それでは、これで教育長の報告に対する質疑を終了いたします。  
委員長

◎議 事

○森 山            それでは、議事に入ります。  
委員長            日程第 1 議案第 28 号「大和市教育に関する事務の職務権限の特例  
に関する条例案の意見聴取について」を議題といたします。

細部説明をお願いいたします。川口教育総務課長。

○川 口            本件は、今後定めようとしている教育に関する事務の職務権限の特例  
教育総務            に関する条例案につきまして市長から意見を求められておりますので、  
課 長            教育委員会としての意見を述べるためにご審議いただくものです。

市長から 9 月 4 日付で、この条例案について地方教育行政の組織及び  
運営に関する法律第 29 条に基づく意見聴取がございました。

条例案の内容ですが、もともと文化やスポーツに関する事務は教育委  
員会の職務権限となっておりますが、この法律の第 24 条の 2 に職務権限  
の特例が定められており、条例を定めることでスポーツに関することと  
文化に関することは、市長が管理及び執行することができるという制度  
が設けられています。

この仕組は平成 20 年と比較的最近設けられています。制度が設けら  
れた理由ですが、地方分権の進展などもあり、スポーツや文化に関する  
事務については、地域の実情や住民のニーズに応じて、地域づくりや街  
づくりといった観点から、地域振興にかかわる施策等とあわせて、首長  
が一元的に担当することで、より効果的な施策の展開ができるように設  
けられたものです。今回の条例案は、この制度を使って文化とスポーツ  
に関する事務の権限を市長に移管するものです。

この法律の第 29 条が教育委員会の意見聴取の定めとなっております。  
議会で議決すべき教育に関する事務についての議案を作成するとき  
には、教育委員会の意見を聞くことという定めがございます。これに基づ  
きまして、先ほどの意見聴取の依頼が来ております。

条例案でございますが、具体的な内容といたしましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する」としており、第1号でスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）、第2号で文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）を掲げています。これは法律の規定どおりでございます。

なお、条例の施行日は平成25年4月1日とし、あわせて関連する2つの条例、具体的にはスポーツ施設設置条例とスポーツ推進審議会の設置に関する条例の中に教育委員会という文言がございますが、これを市長に改めるなどの改正を行うという内容になっております。

こうした内容での条例制定について教育委員会としての意見を求められたところでございますが、スポーツと文化にかかわるといことで先月の定例会でご審議をいただいて、まず教育委員会の諮問機関でありますスポーツ推進審議会と社会教育委員会に諮問をし、意見を求めるということになりました。結果といたしまして両諮問機関からは、それぞれ適当と認めるとの答申をいただいております。

その上で、教育委員会としての意見案を事務局側で作成いたしましたのでご説明します。

意見については、まず基本的に条例制定には同意いたしますとしております。なお、文化・スポーツに関する事務が学校教育や社会教育と連携して行うことが重視されて、これまで教育委員会が事務を所管するとしてきた経緯から、若干意見と要望を付したいとしております。

意見と要望の内容ですが、最初の段落では、大きな観点から新学習指導要領を書き出しとしまして、生きる力をはぐくむ理念のもとに確かな学力、豊かな人間性、健康や体力をバランスよく育てるには、学校教育における文化活動やスポーツ活動が非常に重要であるということを述べております。

次に、人間関係の希薄さが問題となっている昨今では、学校教育においては、学校と家庭だけでなく地域社会との連携の必要性が指摘されており、新たに策定した学校教育基本計画においても、体験活動の充実や

地域と協働した学校教育の推進を掲げています。中でも文化・スポーツ活動に関しては、地域の人材や資源を活用するなど既にさまざまな連携を図っているという現状を示しております。

このため、まちづくり・地域づくりの観点から他の施策との一体的な取り組みを行い、より効果的な施策を推進しようとするこの条例の目的は十分理解できますが、学校教育と文化・スポーツの分野の連携については、今までもそうですけれども、これからも欠かすことができないものであり、充実も求められているとしております。

最後に結論としまして、条例の制定後も引き続き、それぞれの行政分野と学校教育が密接な連携を図ることは、これまでどおり行うことはもちろんですが、学校の教育課程においてこれまで以上に良質な文化芸術に触れる機会や、スポーツ活動において高い技術の指導を受ける機会が、もっと生まれるような環境整備等を積極的に展開していただきたいと要望して結びとしております。

教育委員会の市長に対する意見案としては以上ですが、裏面をごらんください。こちらにはほぼ同じ内容の文書がございます。こちらは市議会の議長あてに提出する案として作成しております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2第2項では、この特例条例の制定にあたって、議会は議決をする前に教育委員会の意見を聞かなければならないとされております。このため、仕組みとしては市長が議案を作成する段階と、議案が議会に提出された段階で、それぞれ市長、議会から意見を聞かれることになっております。まだ議会からは具体的に意見を聞かれておりませんが、制度上、必ず聞かれることとなりますので、あらかじめ市長への意見とあわせてご審議いただければと思います。

なお、意見・要望の部分につきましては、議会に対して意見・要望をするものではなく、市長からの意見聴取に対して意見・要望を行ったことを付記するというものになっております。

○森 山 細部説明が終わりました。  
委員長 質疑、ご意見などございましたらお願いいたします。

○石川 委員 この市長に対する意見及び要望については非常に重要なことで、学校と社会教育の連携というものはこれから本当に必要になってくるだろうと考えていますが、このような意見が条例に反映されることはあるのでしょうか。

この条例を見ますと、スポーツ施設設置条例とスポーツ推進審議会の設置に関する条例の改正やスポーツと文化に関する事務の管理及び執行ということだけが規定されており、連携といった中身については定められていないと思うのですが。

○川口 教育総務課長 おっしゃるとおりです。この条例自体は、今、教育委員会が持っている職務権限を市長に移すということだけを定めております。おっしゃるような施策として連携をどのように図っていくかということについては、条例ではなくて具体的な施策展開、事業展開の中で市長側に図っていただきたいということを、この意見の中で申し上げているということです。

○滝澤 教育長 意見・要望の部分は、これはぜひ付していただきたいと思っています。先ほど川口課長が説明したように、小学生、中学生の文化・スポーツにかかわる対応というのは、今後さまざまな場面が考えられるようになると思います。

そのような中で、学校教育については指導要領にのっとって対応していくということが国の方針ですので、この辺は意識していただきたいということと、それを受けて本市の学校教育基本計画の中で体験活動の充実や地域と協働した学校教育の推進を掲げており、実際に文化・スポーツに関して地域の人材・資源を活用しております。また、こういう視点が結果的には地域づくりにもつながるということになりますので、ここは意見として出さなければいけないだろうと思います。

このような国の教育に対しての方向性、それから大和市の学校教育基本計画の方向性を受けて、改めて市長には、学校教育・社会教育と連携をしてスポーツ振興や文化振興を効率的かつ効果的に運営をしていただきたい、そういう視点で環境整備に努めていただきたいということで、要望と意見を付して回答していきたいと思っています。また、あわせて

市議会議長にも、そのような発信をしていきたいということでございます。

実際に動き出すと、そのようなそもそもの部分が薄くなってしまいうことが無いとも限りません。やはりこういう視点を踏まえて、その上で移管をしていくことに理解を示すということでは、意見・要望という形で表したほうがいいのではないかと考えております。

○石川 委員 今、教育長がおっしゃったことは非常に大事なことで、これは要望していかなければいけないことですが、逆に言うと、要望がなければこの部分が希薄になってしまうという懸念があるのではないのでしょうか。今まで教育委員会が事務手続をやっていたことを市長部局に移すということは、事務的な問題だけでなく、もしかしたら学校との連携が非常に希薄になってしまうのではないかと懸念があるから、このような要望を出さざるを得ないのではないのでしょうか。もし懸念がなければ要望する必要はなく、いつも連携しているということになるのではないかと思います。

ですから、そのような連携といったことをどこかに定めることはできないのでしょうか。条例なのか内規なのかはわかりませんが、移管するに当たっての条件として学校との連携が必要だということを定められないのでしょうか。

○滝澤 教育長 これは小学生・中学生の文化活動やスポーツ活動に取り組んでいく、環境整備をしていただくときに、このような配慮をしていただきたいという、そもそも論の再確認をするということです。

市長部局に移管したからといって、連携がまるっきりそがれていくとか、体育や文化活動がおろそかになるとかいうことはありませんので、あくまでもこのような原則があることを意見・要望として発信するということです。市長部局に移管されることで、むしろ効率的かつ効果的に運用がなされていく部分が当然あると思います。

スポーツ振興法も改正されましたし、大和市では文化芸術振興条例も制定しています。そういった中で子供たちが良質な文化に触れられる環境をつくっていくといったことに対応していくためには、教育委員会よ

りも市長部局に移った方が良いこともあると思いますし、それが時代の趨勢だろうと感じております。これは移管に当たっての懸念を表しているということではなく、これを意見として表した上で了解していくということだと思っています。

○森 山 委員長 今のお話は多少すれ違っているという印象を受けます。石川委員は歯どめをどうかけるかということを心配されていますが、滝澤教育長は、連携が悪くなるということは実際にはあり得ないだろうという前提に立っておられます。そういう心配が本当にあるのかどうかということだと思っていますが、その点について何か説明はありますか。

○川 口 教育総務課 長 石川委員のご心配は、条例などに具体的な書き込みをしなければ担保されないのではないかということかと思います。そもそも余り心配はないというお話は、教育長からしていただいたとおりでありますが、具体的な担保というお話ですと、制度的にはこの意見聴取がそれにあたると思います。これは単に意見を聞くといったものではなく、法的にこういった仕組みを設けている以上は、教育委員会からの意見については当然尊重していくべきということがございます。そうした重みを持った意見聴取であるということです。

例えば前回平成21年に組織改正を行った際も、やはりこういった形での意見聴取を行っております。その際に、教育委員会からは、教育施策に関する調整機能の充実等について配慮してほしいといったことを申し述べて、そのことについては実際に配慮がされた経緯があります。そうした制度的に担保された意見ということで、ここで申し上げることが尊重されていく、あるいはその担保になっていくもののご理解いただければと思います。

○青 蔭 委員 あくまでも大要ということで、これを大きな一つの柱として枝葉的なものはまだ幾らでも補足ができるということだと考えるならば、私はこの文言は実に整理されていていいのではないかと思います。

枝葉の部分については、我々が市長部局と話し合いをさせていただくこともできますので、幾らでも方法があると思います。そんなにご心配をなさらなくてもよいのではないかという感じがいたします。

○滝澤 教育長 不安という話もあるかとは思いますが、実際には、例えば文化芸術振興条例には子どものための施策の推進ということが位置付けられております。そういう環境が整った中で移管するということですので、トータルで見えていくとこの部分については、既に条件が整っているという前提が私の中にはあります。このような意見・要望をしますが、危惧という部分については、そのような整備がされている中で対応できるという認識ですので、これは移管して市長部局でスピード感を持って対応していただきたいと思っております。

○森山 委員長 この点について当事者の文化スポーツ部長の意見はいかがでしょうか。

○金守 部長 現実論としては、既にこの部分は補助執行という形で教育委員会の権限ではありますが、市長部局の職員として実施してきております。現実問題として連携が欠かすことができない事業です。そういう意味で形として市長権限に移管されようとも、今後良いほうに行くと思っており、決してそれがおろそかになるという心配はしていません。

○石川 委員 私も市長部局に移管すること自体を問題にしているわけではないし、ここに書いてあることを問題にしているわけでもありません。要するに危惧があるということを表すのであれば、どこかで担保しておいたほうがいいのではないかとということです。中身については特に問題はありません。

○森山 委員長 恐らくこれによって学校教育と文化・スポーツ事業が大いに離れると、文化・スポーツ事業のほうに困るのだろうと私は思っておりますので、担保をするとなると何か連絡委員会を設けるといったことでしょうか、そんな必要はないのではないかとこの感じがいたします。いずれにしましても、このような要望を出すことにつきまして石川委員から問い合わせがございましたが、篠田委員、何かございますか。

○篠田 委員 異議なしです。

○森山 委員長 他によろしいでしょうか。  
それでは、他にないようでしたら、質疑を終結いたします。

本件についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- 森 山 異議なしということでございますので、本案は承認されました。  
委員長 続きまして、日程第2 議案第29号「大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画について」を議題といたします。

細部説明を北島文化創造拠点開設準備室長、お願いいたします。

- 北 島 議案の第29号です。大和駅東側第4地区公益施設管理運営基本計画  
文化創造拠点 について、前回の定例会において社会教育委員会議への諮問ということ  
開設準備室長 ことで議案とさせていただきました。今回、社会教育委員会議から答申が出ておりますので、改めて計画案について審議をお願いするものでございます。計画案の中で図書館と生涯学習センターが教育委員会の所管となります。

社会教育委員会議の答申については、10月16日に社会教育委員会議が開催され、適当であるという答申をいただきました。なお、「目指す姿にあるように“連携”から“融合”へが実現できますようお願いいたします」という附帯意見がございますが、これは基本計画の基本理念に、融合した1つの施設として運用していくと、連携から融合へということが書いてありますが、その点について少し議論がございましてこのような附帯意見がついております。

社会教育委員会議の審議の際に、9月から10月にかけて行った市民意見公募手続き、いわゆるパブリックコメントの結果についても報告をさせていただきました。前回の教育委員会の定例会の際は意見公募中で報告できませんでしたので、ここで概要を報告させていただきます。

市民意見公募（パブリックコメント）の概要ということで、実施の概要として9月3日から10月2日までの1カ月間、市民意見公募を行いました。周知の方法と提出の方法については記載のとおりです。

意見の提出者数・意見数につきましては、提出者が44人、特に生涯学習センターを利用している団体の方からの意見が多くございました。意見数につきましては152件、これは分類別に分けておりますので、今後の作業により1つの意見が2つに分かれたり、変更になったりする

可能性もございますが、概ねこの件数でございます。

それから主な意見の概要です。計画案の項目に沿ってまとめておりますが、まず基本理念と方針についてというところでは、17件意見がございました。まず、利用者を第一に考えてほしいとの意見がありました。これは基本理念のほうに、利用者だけでなく市民の心に何かを生み出す施設にするという考え方が書いており、それに対して市民全体でなく利用者を優先して考えてほしいという意見で、これは利用者の方々の意見でございます。それから市民のためのホールという点を大事にしてほしいという意見が出ています。

次に施設運営方針についてです。これは施設別に方針を述べているところですが、特に芸術文化ホールについて多く意見が出ています。市民のための芸術文化ホールとしてほしい、市の事業よりも市民の活動を優先してほしい、そのような意見が出ています。

少し具体的な意見としては、事業をするときに企画運営委員会のような組織をつくって著名な芸術家の公演を初め、質の高い芸術公演を実現してほしいということや、採算性に捉われて人が集まる歌謡ショーやお笑い演劇ばかりにならないようにしてほしいという、細かい具体的な意見も出てございます。

また、生涯学習センターについては、きちんとした展示ができるようなギャラリーにしてほしいという意見や、子育て支援施設については、現在、ちびっ子広場と元気っ子広場ということでゼロから2歳のお子さんの施設と、3から5歳のお子さんの施設をつくる予定ですが、年齢で区切らず施設を一緒にしてほしいという意見が出ています。

次に、運営体制方針について16件の意見がございました。指定管理者制度には反対であると、市が直営で施設の運営に取り組んでほしいという意見と、民間の視点や価値観で企画立案実施していくことは非常によい、指定管理者制度に賛成であるというような両方の意見がございました。

施設管理方針については、施設の運営のルールなどを記述しているところですが、ここでは柔軟な運営を行ってほしいという意見や、利用時間

について、今は夜10時までとじていますが、コストがかかり過ぎるので、そこまで開館する必要はないのではないかという意見、それから、子育て支援施設は例外的に7時までとじておりますが、子供の生活のリズムを考えると、5時ないし6時まででいいのではないかという意見が出ています。

料金につきましては、利用者の立場からやはり安く設定してほしいと、今の社会教育団体の5割減免を継続してほしいという意見がございます。

それから、直接管理運営基本計画ではありませんが、施設の設計についても意見が出ています。高齢者、障害者に配慮した施設にしてほしい、これはもともと計画の中にもきちんと書いています。また、ホールの規模については1,000席程度のホールがよい、せっかく作るのであれば1,000席はあったほうがいいのかという意見と、ホールは800席でよいと、市民が使いやすい規模というのは800ぐらいだという意見も出ております。

ホールの質についても、やはり音響が一番大事であると、音響の良いホールにしてほしいということ、それから先ほどの意見と重複しますが、ギャラリーは必要であると、300平米以上で美術展等が行えるようなところをつくってほしいという意見がございます。

その他につきましては、より具体的な基本設計、建物の設計ができた時点で、それから運用の計画も内容ができた時点で、改めてパブリックコメントをしてほしいというような意見がございます。

以上です。

○森 山 確認ですが、この議題では何を採決するのでしょうか。

委員長

○北 島 この管理運営基本計画の生涯学習センターと図書館の部分について、教育委員会で作成し、それについて附属機関である社会教育委員会議のほうに意見を求めています。社会教育委員会議の答申を受けて教育委員会として、この計画案でいいかどうか判断いただくものです。

文化創造拠点  
開設準備室長

○川 口 今、北島室長が申し上げたとおりですが、もう一度確認いたします。

教育総務 こちらの管理運営基本計画案でございますが、この中には芸術文化ホール、図書館、生涯学習センター、子育て支援施設があり、特に図書館と生涯学習センターにつきましては、教育委員会の所管する施設ということになります。事務自体は補助執行で文化スポーツ部が行っていますが、これらの施設は教育委員会の権限となるため、図書館や生涯学習センターの管理運営基本計画について、教育委員会として決定をいただくということが、本日のご審議です。そのために社会教育委員会議に諮問をさせていただき、答申をいただいております。

○滝澤 教育委員会として計画案をつくり、社会教育委員会議に諮問するという  
教育長 ことで、計画案については前回の会議で了解をいただいております。

今回、社会教育委員会議から適当と認めますということと、今説明があったように連携から融合へが実現できるようお願いしますという答申を受けましたので、この部分について協議するかどうかだと思います。大卒については前回了解をいただいております。

○森山 しかし、既に計画では連携から融合へとになっており、そのとおりやっ  
委員長 てくださいということですから、新たな提案は社会教育委員会議からは何も出ていないということだと思います。そこで少し混乱をしているのですが、社会教育委員会議の答申を審議するのか、それとも基本計画自体を審議するのかどちらでしょうか。基本計画については、論議済みですよね。

○北島 そうです。前回の諮問をする段階で、この会議ではよしとして諮問を  
文化創造拠点 しておりますから。

開設準備室長

○森山 社会教育委員会議からも最終的にこれでいいという答申が来たので最  
委員長 終決定いたしますと、そういう意味でよろしいですか。

○北島 そうです。

文化創造拠点

開設準備室長

○森山 わかりました。それでは質疑がございましたらどうぞ。  
委員長

○石川 今、委員長がまとめたような中身で審議するというのであれば、私  
委員 としては、前回皆さんで議論したとおりですので、よろしいのではない  
かと思います。

○篠田 1つ質問です。パブリックコメントを公募してこのコメントを検討す  
委員 るのは、どちらになるのでしょうか。

○北島 最終的には、パブリックコメントで寄せられた意見に対して、市の考  
文化創造拠点 え方を項目ごとにお示しします。

開設準備室長 その考え方については教育委員会として示すものがあるかと思いま  
すが、今後定例会でご報告するかどうかということはありませんが、手続  
きとしては教育委員会と市長部局の両方の決裁という形で決定し、市民  
の方に公開するということになります。

○篠田 わかりました。  
委員

○森山 他にご意見ございませんか。  
委員長

(「はい」の声)

○森山 それでは、この社会教育委員会議の答申を受けて、大和駅東側第4地  
委員長 区公益施設管理運営基本計画については、これをもって最終稿にするこ  
とについてご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

○森山 異議なしということでございますので、本案はこれで可決されまし  
委員長 た。

私個人としてはこの施設については異議を持っておりますが、教育委  
員会としては決定されました。

あとパブリックコメントについては、このような管理運営の細部にわ  
たるパブリックコメントではなく、これをつくること自体の可否を問う  
パブリックコメントというのではないのでしょうか。

○北島 ハードについては、既に施設の基本計画をお示ししてパブリックコメ  
文化創造拠点 ントを行っておりますので、その時点で作る、作らないという議論は1度  
開設準備室長 決着していると思います。ただ、議会からもいつの時点が議会としての

承認になるのかというご質問を頂いています。

計画については議会の議案ではありませんので、議会に対して作る、作らないということはまだ諮っていません。森山委員長から前回お話をいただいた疑問や意見を、議員の中にも呈する方はいらっしゃいます。今後、再開発ビルの床を市が購入するという事で予算案を作成しますので、その議決が最終的には議会が認めたという意思表示になるかと思っております。

○森 山 これまでにします。

委員長 これで議事は終了いたしましたので、続いて、その他にまいりたいと思います。各課で報告事項がございましたら順次報告していただきたいと思っております。

まず、「平成24年度神奈川県優秀授業実践教員表彰について」犬塚学校教育課長。

○犬 塚 「平成24年度神奈川県優秀授業実践教員表彰について」報告させていただきます。資料はございません。

課 長 10月1日付で神奈川県教育委員会教育長から通知があり、鶴間中学校の大塚浩治総括教諭が、平成24年度神奈川県優秀授業実践教員として表彰されることになりました。大塚総括教諭は、国語の分野の授業において新聞を使った討論、話し合いの授業、小グループによる学び合いを取り入れた授業を積極的に行っており、新しい学習指導要領で重視されている言語活動の充実を実践した授業を行っております。

また、鶴間中学校は大和市の教育課題研究推進校の指定を受け、今年度は研究期間3年間の最後の年であり、来る11月2日金曜日に研究発表が行われます。その研究主任を2年間務め研究の中心として活躍されました。当日も研究概要を大塚総括教諭が発表することとなると思っております。このような教育活動が評価されたものと考えています。

神奈川県優秀授業実践教員表彰につきましては、授業実践に優れ、教員の模範として推奨すべき者を表彰し、あわせて教員全体の意欲及び資質・能力の向上に資するために、平成19年度よりスタートしたものであります。

なお、本日午後から大塚総括教諭は、神奈川県庁の大会議場で行われる表彰式にて県の教育委員会より表彰される予定であります。

報告は以上です。

○森 山 これについて何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

委員長

(「はい」、「結構です」の声)

○森 山 続きまして、「2学期制教職員アンケート分析結果について」、西山  
委員長 指導室長、お願いします。

○西 山 小・中学校教職員を対象とした2学期制検証アンケートの結果について  
指導室長 報告いたします。

このアンケートにつきましては、7月18日に配布をいたしまして、7月31日に回収をしております。

設問は大きく分けまして3つございます。1つ目は、年代や3学期制の経験の有無について問うたものでございます。2つ目は、2学期制導入当初期待されていた4つの項目についてお考えを聞いたものです。3つ目は、2学期制を総括しての考えを聞いたものです。2つ目については4段階、思う、やや思う、余り思わない、思わないで回答を求めています。2学期制の総括につきましては3段階としております。

集計につきましては、検証協議会及び作業部会の部員にお願いしてまとめております。本日お示ししたものが、その形を整えたものでございます。

回収率等でございますが、小学校については98%、中学校では97%です。集計作業につきましては先ほど申し上げたとおり作業部会員、これは学校関係者4名、教育委員会関係者5名による2回の集計作業、それから1回の検証協議会にて取りまとめをいたしました。

それでは、内容を説明したいと思えます。時間もございますので2と3を中心に説明いたします。

まず2-I、授業時数の増加についてです。始業式、終業式各1回が減少しており、その結果、長期休業の前後でもじっくりと授業ができていのかどうかを問うたものです。アンケート結果ですが、「思う」そ

れから「やや思う」を合計いたしますと小学校では91.3%、中学校では87.2%と高いポイントを得ております。

理由を見ていきますと、さまざまな授業形態の授業ができる、基礎基本の定着や補充的な学習に活用できている、特別活動などに活用などの理由が挙げられております。反対に「あまり思わない」、「思わない」の理由としましては、他の取り組みに使われ活用し切れていないのではないかと、増加に実感が持てない、こういったものが挙げられています。

次に、2-II、評価のスパンについてです。これは、評価の期間が長くなったことが適正な評価につながっているかということです。やはり「思う」、「やや思う」の項目ですと小学校では81.7%、それから中学校では77%ということで、先ほどよりは低目になっております。

理由としましては、短期間で成果が上がらない子供も、長い期間があるので指導を継続的に行い成果を上げられている、評価場面が増え子供の得意な場面を生かしている、評価資料が多く蓄積でき、適正な評価につながっているなどの意見がございます。否定的な意見については、長期休業を挟むことで連続性がなくなるのではないかなどの意見がございます。

次に、2-III、教育課程の編成という項目です。時間的余裕ができたことで学校の特色を生かした教育課程編成ができているのかということです。肯定的な意見、「思う」、「やや思う」につきましては小学校71.0%、中学校72.9%、これは少し低い数値となっております。

肯定的な意見の理由としましては、行事を組みかえたことで有効な年間計画が組んでいる、縦割り活動や異学年交流などの行事が組み込んでいる、児童会や行事にゆとりを持って取り組んでいるなどが挙げられております。否定的な意見につきましては、いろいろと制度が変わることでもむしろ多忙化が進んで余裕がないのではないかと、それから3学期制のときと余り変化がないのではないだろうかということです。

続いて、2-IV、長期休業についての項目です。長期休業前に課題を提示することで基礎基本の定着、それから発展的課題に取り組む場とな

っているかどうかということです。これにつきましては、「思う」、「やや思う」、小学校では合計しますと84.1%、中学校では72.3%、小学校で多いのですが、中学校はやや低くなっています。

理由ですけれども、休業前の面談を行うことで保護者により具体的な子供のニーズに合わせた課題提示ができる、学習ファイルを持ち帰り目当てを持ち学習をしている、通知表をつけない分、学習のポイントを丁寧に伝えている。否定的な意見としては、子供の学習が長続きせず途切れてしまうのではないかと、通知表がないために子供たちの問題意識が薄いのではないかと、以上が2の項目でございます。

最後に3-I、2学期制を総括してどのように考えているかという問いです。3段階ございますが、今後も続けるべきと考えた答えが小学校は40.8%、中学校は32.7%、理由としましては、時間的な余裕が生まれたことで時間を有効活用している、適正な評価に結びついているようである、夏季休業中に継続した学びで評価ができる、2学期制のメリットを生かした教育課程が定着したという意見が出ております。

2つ目としまして、課題はあるけれども、続けるべきだと考えた意見は小学校51.0%、中学校は49.3%です。理由としては、教育課程の編成の工夫や定着してきた中で変更することは難しいのではないかと、工夫し話し合いよりよい2学期制にしてきたので、さらに効果的な取り組みを模索していくべき、試験の Spann や時期、回数などは課題ということで工夫が必要であろうということです。

他の学期制に変更すべきという意見ですが、小学校8.2%、中学校で18.0%でした。理由としては、長期休業を挟むので学習や生活のリズムの切りかえが難しい、長期休業前に評価が出ず、学習の目標を持ちづらいのではないかと、部活の大会や学校行事の日程が3学期制のまま、全体の日程に無理があるのではないかとという意見がありました。

2学期制の総括をまとめますと、小学校では、よいと思うので今後も続けるべきが40.8%、課題があると思うが、今後も解決しながら続けるべき51.0%、これを合計しますと91.8%、中学校では、よいと思うので今後も続けるべき、課題があると思うが、今後も解決しな

がら続けるべき、これを合計しますと82%ということです。職員のアンケートにおいては小学校も中学校も、2学期制を維持するという考えが多いという結果となりました。

2学期制のメリットを生かした取り組みがかなり定着してきたということと、新学習指導要領の趣旨を生かし、現在、学校では2学期制を基盤として授業時数を6日間増やしたり、それに伴い教員数も増加したりということが続いていることから、ここで学期制を変更することが望ましくないという考えが教員の中では多いということが言えると思います。

今後につきましては、保護者、市民のアンケート項目を検討し、検証協議会、それから作業部会で検討し、教育研究所の意識調査とあわせて12月頃をめどに実施していく予定です。

以上でございます。

○森 山

ありがとうございました。

委員長

本件につき何か質疑がございますでしょうか。

○石 川

感想ですが、教員の中では2学期制を比較的有効だとする意見が、私が思っていたよりも多かった気がします。拮抗するか2学期制のほうがよいと答える人が、60%ぐらいはいるかなとは思っていましたが、こんなに多いとは思いませんでした。教員が毎日の授業を工夫したり、2学期制の中で教育課程を編成したりする工夫を、うんとしてきているということが見えてきたのではないかと思います。また、何年か実施する中で教員が慣れてきたというところもあると思います。

これは制度や形の問題ですから、新しい形でやることによって、新しい工夫がきっと生まれてきたのだろうと思います。保護者や市民のアンケートによってまた変わってくると思いますが、学校現場では定着してきたのかなという感じを受けました。

○青 蔭

いずれにいたしましても私は、児童・生徒のことを重点的に考えていただいて、これから市民のアンケートをとっていただくのですが、中学生や小学生の高学年になると、自分の考え方というものをしっかり持っている子たちがいますので、できればアンケートの中でそういう項目を

設けていただきたいと切に希望いたします。

○滝澤  
教育長

私は、小学校のほうのアンケート結果の2学期制の総括で、5年が過ぎて「よいと思う」が40%ということが実に少ないと、この程度かと思いました。私は3学期制から2学期制に移ったときには校長をやっており、経緯としてはパイロット校の評価があって導入をしたということでしたが、5年たって良いと思うのが半数に届かないという、これは大変危機的な状況だと思っています。

そのころは2学期制によって子供の学びや連続性、それから学習が充実してくるという前提で導入したと記憶しております。それが実際、教員として3学期制を経験したことがあるという回答が388人、経験したことがないという回答が199人、経験した教員に比べれば経験していない教員が半数というこういう実態の中で、よいと思うので続けるべきという答えが40%というのは少ないと思います。

次に気になるのは、「課題はあると思うが、今後も解決しながら続けるべき」という答えです。これが半分以上です。この課題というのが、2学期制において解決できるのかどうかという、その見通しが非常に観念的になっているという危険性があります。前提が大きな改定をした中ですから、各学校で当然この制度を肯定的に考えて機能するようにとすることでやっていくのですが、5年たった中で課題があるということに認めているという、これは2学期制が妥当だということを手放しでは喜ばないということだと思います。結局、他の学期制に変更するという積極的な意見は8.2%、足しますと6割の教員は課題があると捉えています。実際に私も学校現場で対応してきた中でこの課題というのは、解決できない課題ではないかと個人的には思っています。したがってこのアンケートで客観的な分析が図れたということではなくて、単なる意識調査だろうと思います。

また、子供にとってどうかという部分がどの程度把握できているかということも危惧しています。先ほど青蔭委員がおっしゃいましたが、このアンケートには子供にとってという視点がありません。教員が、自分たちが指導していくときに非常にやりやすいと、効果的だというそ

う意見が大部分です。それが本当に子供のためになっているのかどうかという調査を、さらに第2、第3の調査として実施しないと、客観的な実態を把握したとは言えないのではないかとということです。

教員の意識としてはわかりますけれども、子供の側にとってという視点で意見を述べている教員が比較的少ないのではないかと、むしろ反対と言っている教員のほうが、子供の視点に立って意見を述べているというところに、このアンケートの危うさを感じます。

それから、中学校のほうは、2学期制は課題があるからということで約18%が積極的に変えたほうがいいと、「課題があると思うが、今後改善しながら続けるべき」と合わせますと、大体7割弱になります。特に中学校の場合は高校受験のシステムが変わってきておりますので、やはり2学期制という長いスパンの中で指導していくということのメリットと伴にデメリットがあるのではないかと思います。端的に言うならば、子供たちが長期休業を活用して自分自身で学習の補完していくことを考えるのであれば、評価を短いスパン行って子供に発信していったほうが、軌道修正ができるのではないかと感じを持っています。

そのような捉え方をしてくと、数字は少ないですけども、中学校の教員に2学期制に否定的な考えが比較的多いということは、相当吟味して詳しく考えていく必要があると考えています。これも第2、第3の調査の必要があるなという感じを感想として持ちました。

以上です。

○篠田委員 私もアンケート結果を最初に見た印象では、同じように何とも言いがたい感想でした。「思う」を「やや思う」が上回っているところが多く、総括では小学校・中学校とも、「よいと思うので、今後も続けるべき」というよりも「課題がある」という答えが多くなっております。教育長と同じですが、この課題というのが、解決できる課題なのかどうかということに注目して内容を見ました。意見については自由意見ということで、どこにどのぐらいの人数の意見があったかがわからないので何とも言えないのですが、「活用できていない」というところがやはり大事だと思います。例えば「近年は、研修や会議の時間がふえ、時間的に

は逆に圧迫されている」とか、「いろいろな制度がころころ変わること  
で、むしろ多忙化が進み、余裕がない」とか、「定期テストの回数の減  
少以上の仕事量のため、時間的な余裕はない」という意見があります。  
このところが疑問だったのですが、これらの意見はどのような内容な  
のかおわかりでしょうか。

○西 山 指導室長 「活用できていない」の中で出されている意見が、2学期制によるマ  
イナス面なのかというのは少し難しい部分がございます。多忙化という  
ことは、2学期制以外の要素がかなりあります。現在、学校を取り巻く  
ニーズが高まってきていることであるとか、それによって事務量が増え  
ているということも含めまして、そういったものを少しこの中に入れて  
いるのではないかという印象はございます。2学期制と会議が増えたと  
いうことは、直接は結びついてはいないと考えております。

○森 山 委員長 これは恐らく議論し始めるとかなり時間がかかりますので、今日はこ  
の辺にしたいと思います。1点だけ、このアンケートは確かに教育長が  
おっしゃったように、もう少し読み込まなければいけないと私も思いま  
すが、こういうアンケートのときに一つの傾向がありまして、問題なく  
いいですと答える人は日本人の場合は割合少ないです。問題はあるけれ  
ども、いいと思うという答えが過半数になるケースが非常に多いので  
すが、これはどんな制度でも問題がないわけではないので、こういう答え  
があると、ここにマジョリティーが寄りやすいという傾向があります。で  
すから、どの程度の問題を感じているのかということも相当に読み込ま  
ないと、本当に深刻な問題なのかどうかということが、アンケート結果  
の数字からだけでは読み取れないところがあります。少しこれは深読み  
をしていただくということと、今、青蔭委員あるいは教育長からもお話  
がありましたように、生徒はどう感じているのかということは何らかの  
形でとる。今は保護者のアンケートを取ることを考えているのでしょ  
うか。

○西 山 保護者及び市民です。  
指導室長

○森 山 もう5年もたっていますから、3学期制を経験している生徒が少なく

委員長 なっています。ですから、生徒が果たして的確に答えられるかどうかという事はわからないのですが、この辺りを少し考えて、時間をかけて別のときに議論いたしましょう。

○青 蔭 そういうことで結構でございます。よろしく願いいたします。

委 員

○森 山 それでは、次にまいります。

委員長 「大和市文化祭について」、秋山文化振興課長、お願いいたします。

○秋 山 大和市の文化祭についてご報告申し上げます。

文化振興 10月27日土曜日から11月3日まで大和市文化祭一般公募展が行われ  
課 長 ます。それに先立ちまして出品作品集の集計及び審査が行われてお  
りますのでご報告申し上げます。

パンフレットを1枚めくっていただきますと、平成24年度大和市文化祭一般公募展作品数と集計がございます。書・絵画・写真を合計した出品数が226点です。前年度が200点ですので、約1割増しということで、非常にたくさんの方からご応募をいただいております。

この中で4賞、市長賞、議長賞、教育委員長賞、教育長賞を審査いたしました。そのほかに秀作として出品数のおおむね1割程度を目安に選定しております。以下それぞれ書・絵画・写真について受賞者の作品及び氏名等が記載されてございますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

なお、表彰式は11月3日午後1時から、生涯学習センターで行う予定でございます。

以上でございます。

○森 山 本件、何かございますか。

委員長

(「ございません」の声)

○森 山 それでは、これで報告事項が終わりましたので、他に事務局から何か  
委員長 ございますか。

委員から何か特にございませんか。

(「ございません」の声)

○森 山 特にないようでしたら、11月の会議の日程をお知らせします。  
委員長 11月の定例会は、11月21日水曜日、午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

◎閉 会

○森 山 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
委員長 これで教育委員会10月定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時36分